

京築ブランド館出荷規定

- 1 出荷者 この販売所に出荷しようとする者は申請書を提出し許可を受けなければならない。
- 2 入会金 この販売所に出荷する者は毎年入会金を納めなければならない。
 入会金は年2,000円とする。
- 3 出荷時間 出荷は営業時間内とし販売員の指示に従うこと。
- 4 販売価格 ・値付けについては各自の判断で行うこと。
 ・消費税は、内税とする。
- 5 出荷の仕方 ・出荷するときは販売員の指示に従うこと。
 ・陳列するときは、他の出荷者に迷惑をかけないよう、マナーを守ること
 ・出荷者は、出荷品に専用のシールを貼り出荷すること。
 （※シール代1点1円かかります。）
- 6 出荷の停止等 ・運営方針・出荷規定等違反する行為を行った場合は出荷の停止を行う場合がある。
 ・各種関係法令に違反する行為をした場合
- 7 出荷品の引取り ・3ヶ月経っても売れない商品は引き取ってもらうことがある。

京築ブランド館運営方針

- 1 開設期間 4月1日 ～ 3月31日
- 2 営業時間 9時00分 ～ 18時00分
- 3 定休日 12月30日 ～ 1月4日
(但し、店長が定めた日は除く)
- 4 販売方法 委託販売方式とし販売員が行う
- 5 出荷品の制限 豊築森林組合管内で生産・加工された産物であること。
(但し、許可された者は除く)
- 6 販売手数料 売上金の 20%以内
- 7 販売金額の精算 月1回とする
月末までの1ヶ月分の売上代金を翌月の15日に指定口座に振り込む、振込日が休日の時は翌日とする。
振込手数料は、売上代金の清算金より差し引くものとする。
- 8 その他 [1]展示販売品についての事故や苦情は出荷者の責任とする
[2]展示販売品の破損、紛失等は出荷者の責任とする。
[3]販売品の返品に伴う費用弁償や運送・輸送費等は出荷者が負担するものとする。